

「特例」による高金利の温存と利息制限法の改悪は許さない ～自由民主党「貸金業法の抜本改正の骨子」に対する声明～

自由民主党は、9月19日、政務調査会において、「貸金業法の抜本改正の骨子」を承認した。

高利金融業者による多重債務被害が社会問題化し、最高裁においても、みなし弁済の適用要件を厳格に解し、利息制限法の脱法を認めない判断が次々と示された。金融庁の「貸金業制度等に関する懇談会」座長の間接整理においても、いわゆるグレーゾーンを廃止し、出資法の上限金利を利息制限法の水準に引き下げる方向が示され、異常な高金利が市民生活や中小企業の活力を奪ってきたとの共通認識の下に、上限金利をすみやかに引き下げることが喫緊の課題となっていた。自由法曹団は、本年6月20日、「出資法の上限金利を利息制限法の上限金利以下に引き下げることを求める声明」を発表し、グレーゾーンの即時廃止、出資法の上限金利を利息制限法の水準まで引き下げる、保証料等の脱法行為の規制、日賦貸金業者の特例等の廃止を求めてきた。

しかるに、同「骨子」は、懇談会での議論や司法判断に背を向け、多重債務被害の解決を求める世論に反して、高利金融業者の利益を擁護する内容を盛り込んだ。すなわち、同「骨子」は、グレーゾーンを廃止するとしたものの、公布から「概ね3年を目途」に「体制準備期間」を設けて実施を先送りし、しかも、その後2年間は、「個人向け」と「事業者向け」の少額短期貸付けについて、年25.5%の高金利を認める「特例」を設けることとしている。

同党は、もともと9年もの「特例期間」を検討していたが、世論の強い批判を前にして5年に短縮したものの、このような「特例」による高金利の温存は、高金利による被害を生み出さないという議論の出発点を無視するもので、まったく道理に合わない。

さらに、同「骨子」は、利息制限法の上限金利規制の金額刻みについて、50万円未満を年20%、50万円以上500万円未満を年18%、500万円以上を年15%と変更し、実質的に上限金利を引き上げる改悪を盛り込んでいる。この改悪により、サラ金の貸付は概ね50万円未満であるから年18%から年20%に引き上げられ、商工ローンの貸付けは概ね100～300万円であるから年15%から年18%に引き上げられる。このような利息制限法の上限金利の引き上げは、金融庁の懇談会においてまったく賛同を得られなかった案であり、このような実質金利引き上げを突如として持ち出すのは許されない。そもそも利息制限法の上限金利は、制定当時（1954）年の銀行平均貸付金利が年約9%であったことから、その2倍程度を目途として定められたものであり、同金利が現在約1.6%であることからすると、引き下げられこそすれ、引き上げるべき理由などまったくない。このような改悪は断じて容認できない。

加えて、契約書面や受取書面の電子化や簡易化を認めたり、改正法施行後に、利息制限法超過利息の支払義務がない旨を契約書に記載させるなどによって、「体制準備期間」におけるグレーゾーン金利の支払の合法化を企むなど、不当な改悪も盛り込まれている。

こうした改悪には、貸金業者や、背後資本である大銀行、外資ファンドなどの意向を受けた自由民主党の一部議員が暗躍していたと報じられており、これらの勢力の利益を擁護するために、貸金業制度の見直しがゆがめられたのは、きわめて不正常というほかない。

私たち自由法曹団は、多重債務被害の根絶という出発点に立ち返り、いかなる「特例」も認めず、また、利息制限法の上限金利引き上げという改悪に強く反対し、各界各層と団結して、高利金融業者のない社会の実現に向けて邁進する決意である。

2006年9月28日

自由法曹団 団長 坂本 修